



相続税の申告書 第8の6表の付表5

現物出資に係る事業用資産についての相続税の納税猶予の適用に係る承継会社が災害等により被害を受けた場合の明細書

この明細書は、災害等が発生した日から同日以後1年を経過する日までの間に租税特別措置法第70条の6の9の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる承継会社の株式等について、事業用資産についての相続税の納税猶予の適用を受けようとする場合で、租税特別措置法施行令第40条の7の10第25項第5号において準用する租税特別措置法（以下「準用措置法」といいます。）第70条の7の2第35項の規定の適用を受けるときに、承継会社の被害の態様等について、その明細を記入します。	被相続人	
	特例事業受贈者	
	承継会社の名称	

1 規定の適用を受ける旨の確認

私は、承継会社が下記の「2 災害等により被害を受けた承継会社の被害の態様」の(1)から(3)までのいずれかに該当したので、準用措置法第70条の7の2第35項の規定の適用を受けます。

2 災害等により被害を受けた承継会社の被害の態様

次の場合の区分に応じて、それぞれ(1)から(3)までのいずれかの欄について記入してください。

(1) 災害によって被害を受けた事業用資産が総資産の30%以上である場合（貸借対照表の帳簿価額で判定します。）

① 災害が発生した年月日	年 月 日
② 災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了の時における総資産（直前の事業年度がない場合は、現物出資日における特例受贈事業用資産に係る事業の総資産）の価額（円）	
③ 災害により滅失をした資産の価額の合計額（円） （注） 1 滅失には、通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。 2 資産には、租税特別措置法第70条の7第2項第8号ロに規定する特定資産を含みません。	
④ $(③ \div ② \times 100)$ 30%以上であれば適用⇒	%

※ (1)に該当する場合には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「円滑化省令」といいます。）第13条の2第4項の確認書（同条第1項第1号に係るものに限ります。）の写し及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（同号に係るものに限ります。）の写しを添付してください。

(2) 災害によって被害を受けた事業所で雇用されていた常時使用従業員の数が常時使用従業員の総数の20%以上である場合（上記(1)に該当する場合を除きます。）

① 災害が発生した年月日	年 月 日
② 災害が発生した日の前日における常時使用従業員の総数（人）	
③ 災害により滅失又は損壊をした事業所 ^{（注）} において、その災害が発生した日の前日に使用していた常時使用従業員の数（人） （注） 災害が発生した日から同日以後6か月を経過する日までの間継続して常時使用従業員が本来の業務に従事することができないと認められる事業所をいいます。	
④ $(③ \div ② \times 100)$ 20%以上であれば適用⇒	%

※ (2)に該当する場合には、円滑化省令第13条の2第4項の確認書（同条第1項第2号に係るものに限ります。）の写し及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（同号に係るものに限ります。）の写しを添付してください。

(3) 中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号のいずれかの事由に該当し、特定日以後6か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の70%以下である場合（上記(1)又は(2)に該当する場合を除きます。）

① 中小企業信用保険法第2条第5項の該当事由（3号・4号）及び特定日 ^{（注）} （注） 特定日とは、中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日をいいます。	☐ 3号該当 ☐ 4号該当 特定日： 年 月 日
② 特定日の1年前の日から同日以後6か月を経過する日までの間における売上金額（円）	
③ 特定日から特定日以後6か月を経過する日までの間における売上金額（円）	
④ $(③ \div ② \times 100)$ 70%以下であれば適用⇒	%

※ (3)に該当する場合には、円滑化省令第13条の2第4項の確認書（同条第1項第5号又は第6号に係るものに限ります。）の写し及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（これらの号に係るものに限ります。）の写しを添付してください。

（令和8年1月分以降用）（R8.7）